

# 文教福祉委員会

令和6年9月4日

## 1 報告事項

### 【子ども部】

- (1) 夏休み期間中の小学校体育館開放事業について 【資料】
- (2) 教育ローン利子補給金事業について 【資料】
- (3) 区緊急保育施設の閉所について 【資料】
- (4) 令和7年度以降の富士見わんぱくひろばの運営について 【資料】
- (5) (仮称)四番町公共施設新築工事について 【資料】
- (6) 区立幼稚園の給食実施について 【資料】

### 【保健福祉部】

- (1) 令和6年度敬老会の申込状況について 【資料】
- (2) 千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金支給事業の  
支給状況について 【資料】
- (3) 千代田区国民健康保険条例の規定整備について 【資料】
- (4) 国民健康保険被保険者への加入者情報の送付について 【資料】
- (5) 新型コロナワクチン定期接種について 【資料】

## 2 その他

## 夏休み期間中の小学校体育館開放事業について

### 1 目的

7月末から、暑さ指数(WBGT)が31を超え、熱中症アラート警報がほぼ毎日発令されている。公園や学校の校庭を始めとした屋外において、猛暑の中で子どもたちが身体を動かして遊ぶには熱中症などが懸念される。

そのため、夏休み期間中に区立小学校の体育館を利用し、子どもたちが冷房の効いた快適な環境で身体を動かすことができる場を提供することを目的とする。

### 2 実施日時

(1) 日程：8月8日(木)～8月30日(金)の平日

(2) 時間：午前9時～午前10時30分

※学校別の実施日及び実績は別紙のとおり。

### 3 実施場所

(1) 九段小学校 地下2階体育館(三番町16)

(2) お茶の水小学校 地下2階体育館(神田猿楽町1-1-1)

(3) 千代田小学校 地下1階体育館(神田司町2-16)

(4) 昌平小学校 4階体育館(外神田3-4-7)

### 4 対象

区内在住の小学1年生～6年生

※8月8日(木)～16日(金)までは保護者同伴が利用条件であったが、19日(月)以降は利用条件を緩和し、小学4年生～6年生は児童のみで利用可能とした。

令和6年度 小学校体育館開放事業 利用者数

別紙

8月		8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	計						
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
九段小学校	子ども	2	2				0	1	0	台風により中止								2		3	3				5		18					
	保護者	2	1				0	1	0									1		0	0				0		5					
お茶の水小学校	子ども														1												1					
	保護者														2												2					
昌平小学校	子ども								0				1	1						1			6	5						24		
	保護者								0				2	1						1			1	1						7		
千代田小学校	子ども	2	2			2	3	4						4	1	5	3	5						66								
	保護者	1	2			1	2	2						0	1	5	0	1						24								
計	子ども	4	4			2	5	6						5	1	5	9	12						109								
	保護者	3	3			1	5	5						1	1	5	1	3						38								

## 教育ローン利子補給金事業について

### 1 事業目的

すべての子どもが平等な教育を受けられるよう、入学・在学費用等の教育資金の貸付を受けた保護者に対し、借入金の返済利子を助成することで、個々の家庭環境等に左右されずに子どもが望む教育を受けられる、子どもの学びの機会を保障することを目的とする。

### 2 対象

子ども等（※1）が18歳に達した日の属する年度の末日までに教育ローンの申込み（借受）を行った保護者等（※2）

※1 千代田区内に住所を有す、または有したことがある教育ローン契約者の子、孫等

※2 対象となる子ども等の三親等以内に属する者（親、祖父母等）

### 3 制度

以下、2つの制度で実施予定である（詳細は資料3-2、3-3参照）。

#### ① あっせん融資方式

区は申込のあった区民を、区が指定した金融機関に融資のあっせんを行い、区民は指定金融機関から融資を受ける。区は、当該貸付に係る利子及び保証料を全額補給する。

#### ② 非あっせん融資方式

区民は、既存のローンも含め任意の金融機関において教育ローンの融資を受ける。区は、その利子分について自己負担額を差し引いた額を補給する。

### 4 事業スケジュール

令和6年8月27日 教育委員会報告

9月4日 文教福祉委員会報告

9月下旬 あっせん融資指定金融機関と契約締結

10月以降 事業周知開始

令和7年1月～ 申込受付開始 ① あっせん書交付事務

② 令和6年分利子補給事務

千代田区教育ローン利子補給金（制度概要）  
あっせん融資制度

1 制度名

千代田区私立学校等学費及び海外留学資金融資あっせん事業

2 対象者

以下の全てを満たす方

- (1) 子ども等が18歳に達する日の属する年度の末日までにあっせん融資の申込みを行った保護者等であること。
- (2) 千代田区内に引続き一年以上住所を有していること。
- (3) 区市町村民税を完納していること。ただし、法令の定めるところにより課税されなかった者は、この限りでない。
- (4) 取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けられること。

3 借入金融機関及び対象となる融資（証書貸付）

区が指定する金融機関から以下の用途で融資を受けるもの。

私立学校等の就学に係る入学金及び年間の学費並びに施設費等の教育機関に納付する資金及び一月以上の留学費用

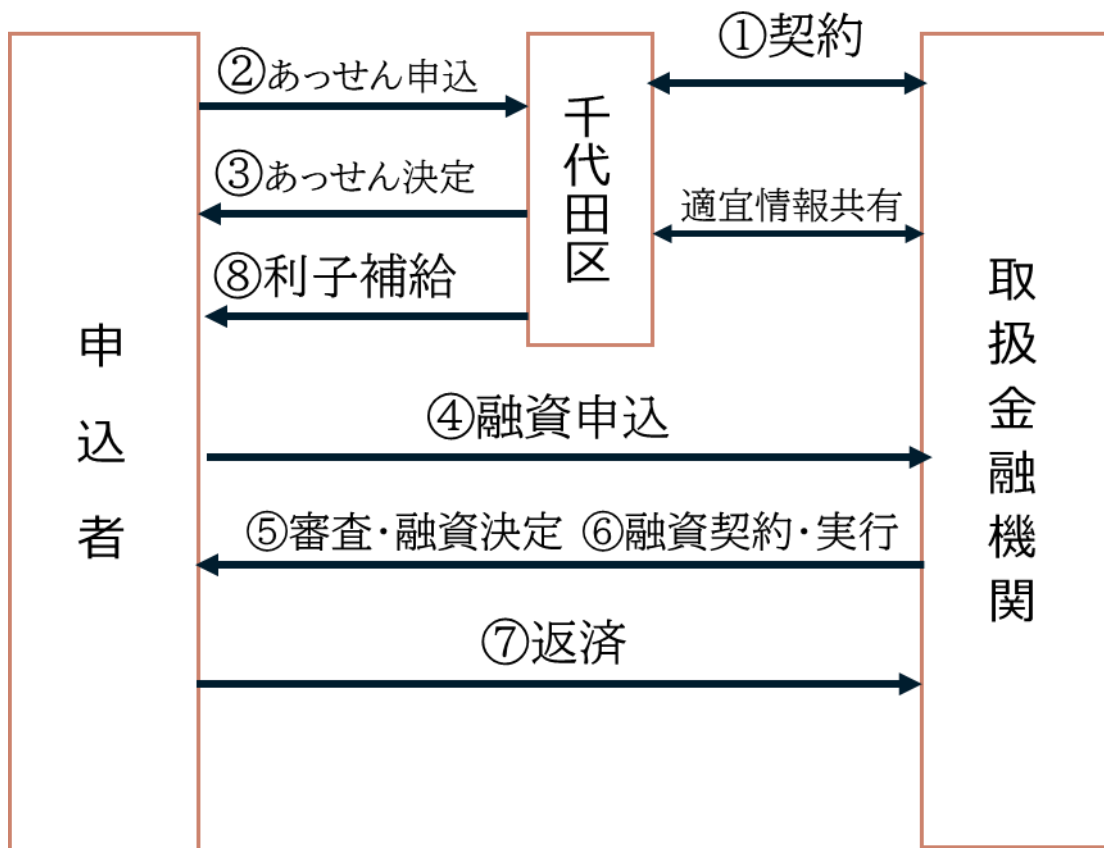
4 融資条件

- (1) 融資額は、一万円を単位として、十万元以上四百万円以下とする。
- (2) 融資あっせん申請時点における融資のあっせんに係る融資残高は子ども等一人につき四百万円を超えないこととする。
- (3) 融資利率は、固定金利とする。
- (4) 融資実行時の金利は、毎年度変更するものとし、前年度に属する3月1日時点における日本銀行が公表する短期プライムレート（主要行）に1.0%を加えたものとする。（※令和6年度は2.475%）
- (5) 償還期間は、融資を受けた日から七年以内とする。
- (6) 償還方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から、原則として元利均等月賦償還とし、いつでも繰上償還することができることとする。

5 利子補給期間

各年1月～12月の間の支払利子及び保証料に対して利子の補給を行う。

6 関係図



千代田区教育ローン利子補給金（制度概要）  
非あっせん制度

1 制度名（仮称）

千代田区教育資金融資利子補給金事業（非あっせん制度）

2 対象者

以下の全てを満たす方

- (1) 子ども等が 18 歳に達する日の属する年度の末日までに教育資金融資契約を締結した保護者等であること。
- (2) 千代田区内に引続き一年以上住所を有していること。
- (3) 区市町村民税を完納していること。ただし、法令の定めるところにより課税されなかった者は、この限りでない。

3 借入金融機関及び対象となる融資

下記金融機関から教育に係る融資を受けたもの（証書貸付）

(1) 対象金融機関

株式会社日本政策金融公庫法に基づき設置される株式会社日本政策金融公庫及もしくは千代田区の区域内に本店又は支店を有し、金融庁が銀行業等の免許を付与した金融機関または金融庁が銀行免許において業態をその他とした銀行をいう。

(2) 対象資金

対象金融機関から借り入れた教育資金

4 利子補給条件

- (1) 利子補給の対象は、子ども等が申請日の属する年度の 3 月 31 日現在において 25 歳以下における支払利子とする（ただし、利子補給期間はひとつの融資契約につき七年を上限とする）。
- (2) 毎年の利子補給の対象は、申請日の属する年の前年に約定償還日が到来したもので、かつ対象金融機関に支払いが完了した支払利子とする。
- (3) 利子補給の額は、子ども等 1 人あたり、支払利子の総額（支払期日に貸付金の返済を行わなかった場合における延滞元利金に係る利子を除く。）から区が定める自己負担額（500 円/月）を差し引いた額または十萬円のいずれか低い額とする。
- (4) 借入金に係る保証料が利子に含まれていた場合は、これを利子とみなす

ものとする。

5 利子補給期間

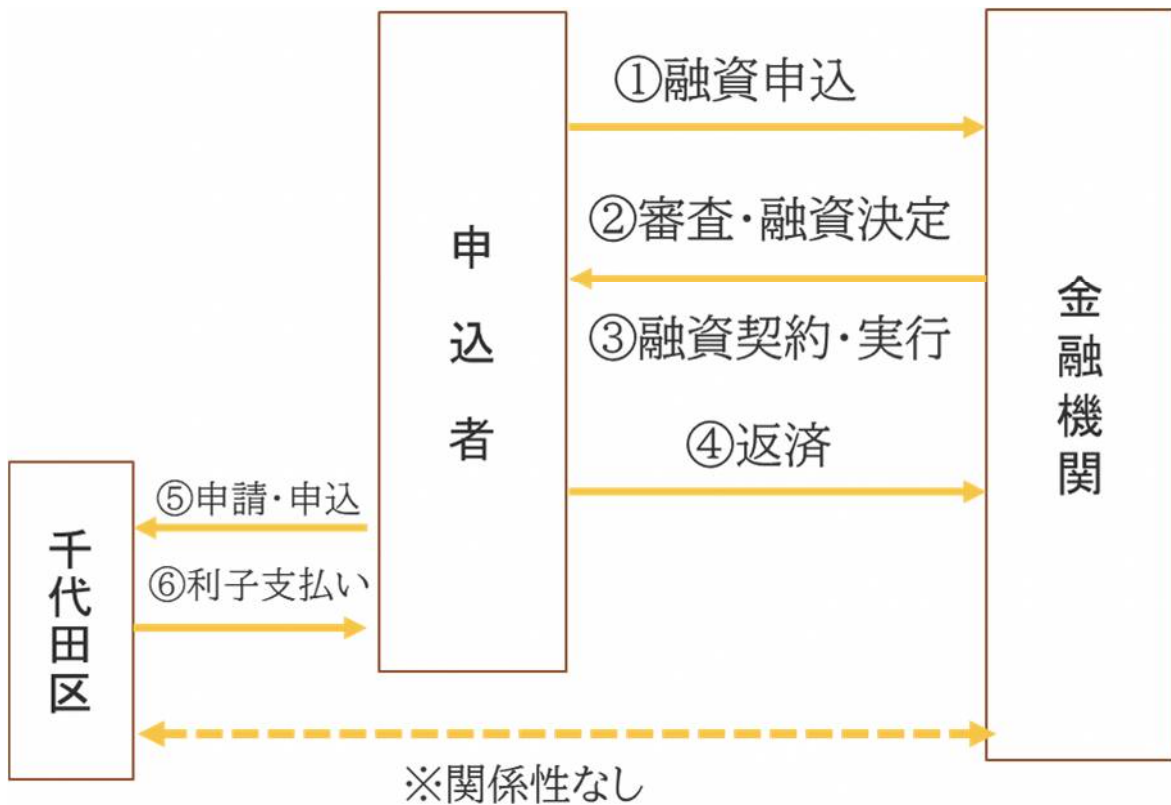
各年1月～12月の間の支払利子に対して利子の補給を行う。

6 必要書類

以下に定める書類を添付し、区に提出しなければならない。

- (1) 借入金が教育に係る借入であることがわかるもの
- (2) 借入金に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 借入金に係る返済予定表もしくはそれに類するもの
- (4) 借入金の返済通帳の写しもしくはそれに類するもの
- (5) その他、区長が指定するもの

7 関係図





## 区緊急保育施設の閉所について

### 1 閉所施設

- (1) 施設名 グローバルキッズ神田駅前保育園
- (2) 所在地 鍛冶町二丁目4番2号 旧今川中学校1階
- (3) 事業者 株式会社グローバルキッズ
- (4) 定員 40名(8月1日現在15名在籍)

### 2 閉所日

令和8年3月31日

### 3 閉所に至る経緯

- (1) 上記施設は待機児童対策として緊急的に整備したもので、平成28年4月から5年間の期限付きで運営を開始。
- (2) その後も区内の保育需要は衰えることがなかったため、令和元年に保育需要や新規保育施設の開設見込み等を勘案し、令和7年度末までの5年間運営を延長。
- (3) 来年度末に期限を迎えるに当たり、改めて現在の保育需要等を鑑み、事業者とも協議を重ねてきたところ、緊急保育施設としての役割は概ね達成できたとの結論に至り、当初の予定通り、令和8年3月31日をもって閉所することについて合意に至る。

## 令和7年度以降の富士見わんぱくひろばの運営について

### 1 富士見わんぱくひろばについて

- ・ 平成22年4月、PFI手法による富士見みらい館開設に伴い、指定管理者（アンファン富士見株式会社）による運営施設として、千代田区立富士見わんぱくひろばを開設（公設民営）
- ・ 児童健全育成機能として、児童館的事業、学童クラブ事業及び拡大型一時預かり保育事業等を実施

### 2 指定管理終了後の運営について

- ・ 富士見わんぱくひろばの機能としては、現在の児童健全育成機能を継続しつつ、令和7年度は学童クラブのニーズに応えられるよう、事業内容を一部拡充する方針

#### 【学童クラブ事業の拡充内容】

- ・ 現行の富士見わんぱくひろば学童クラブ第1及び第2（定員110人）に加え、新たに旧九段中学校敷地内にある旧お茶の水幼稚園の建物を時限的に使用し、学童クラブとして整備予定（定員40名程度）
  - ・ 使用できる期間は現時点では令和7年度～令和8年度の2年間。令和9年度以降についてはニーズ等を踏まえ対応を検討
- ・ 上記の拡充も踏まえ、令和7年度以降の運営方式については、ニーズに応じた柔軟な運営が可能であるなどの点から民設民営方式が適当との考え
  - ・ 民設民営とするにあたっては千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止する必要

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年第3回区議会定例会..... 千代田区立富士見わんぱくひろば条例  
廃止の議案を提出

令和6年10月～11月..... 事業者公募等の手続き

令和6年12月頃～令和7年3月.... 事業者決定、次年度に向けた準備

## (仮称) 四番町公共施設新築工事について

### 1 工事概要

- ・ 工事場所 千代田区四番町 1 番地・11 番地
- ・ 敷地面積 3,292.09 m<sup>2</sup>
- ・ 延べ面積 11,929.45 m<sup>2</sup>
- ・ 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
(免震構造)、地上 12 階地下 1 階
- ・ 用 途 四番町保育園、四番町児童館、  
四番町図書館、区営住宅、  
職員住宅、区民集会室、  
防災備蓄倉庫
- ・ 工事工期 令和 2 年 3 月 13 日から  
令和 8 年 8 月 14 日限り



### 2 工事請負者及び工事金額

・ 建築工事	大成・本間組建設共同企業体	8,515,454,412 円
・ 電気工事	サンテック・千陽建設共同企業体	708,642,000 円
・ 空調工事	一工・丹野建設共同企業体	556,248,000 円
・ 給排水工事	金澤・武蔵野建設共同企業体	479,072,000 円
・ 昇降機工事	日本エレベーター製造株式会社	97,350,000 円
		<u>計 10,356,766,412 円</u>

### 3 これまでの契約変更の概要

#### (1) 第 1 回契約変更 令和 2 年 8 月 5 日

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による麴町仮住宅の工期延長  
(令和 6 年 10 月 31 日限り→令和 7 年 3 月 31 日限り：5 か月の工期延長)

#### (2) 第 2 回契約変更 令和 3 年 12 月 10 日

- ・ 入居者の移転期間延長及び既存建物解体工事アスベスト除去追加に伴う工期延長  
(令和 7 年 3 月 31 日限り→令和 8 年 8 月 14 日限り：16.5 か月の工期延長)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

#### (3) 第 3 回契約変更 令和 5 年 12 月 13 日 (建築工事の金額変更のみ)

- ・ インフレスライド (工事請負契約約款第 24 条第 6 項) の対応及び施工方法等の変更
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

#### 4 工事の進捗状況

- ・昨年度中に、山留工事及び杭工事（46本）の施工完了
- ・北側（従前の図書館・区営アパート側）：掘削工事及び既存建物の地下解体工事中
- ・南側（従前の保育園・児童館側）：地下躯体工事着手



#### 5 本年度中に必要な対応

##### (1) インフレスライドの対応

- ・建築工事 …昨年のインフレスライド適用以降の賃金等の変動に対し適用※
  - ・電気、空調、給排水及び昇降機の工事 …当初契約以降の賃金等の変動に対し適用※
- ※いずれも既済部分に相応する契約金額を控除した額

##### (2) 「働き方改革関連法」に伴う工期の延長

本年4月1日から現場作業が「4週8休」となり、時間外労働の上限規制の適用と合わせ、工期を約9.5か月延長する必要がある。このため、3か月間程度の工期短縮を図り、令和8年度中の竣工を目指す。

- ・工期短縮策の実施 …躯体ボリュームの精査と階段等の施工方法の変更  
住宅階のプレキャストコンクリートの採用  
鉄筋の継手方法の変更

##### (3) 発生土処分への対応

- ・建設に伴う発生土の含水率が高かったことによる搬出先処分場の変更

##### (4) 当初設計からの仕様等の変更への対応

- ・空調設備機器の冷媒規制の変更等、当初設計期からの状況変化への対応

#### 6 今後のスケジュール

- (1) 令和6年第3回定例会：補正予算議案（債務負担行為の追加）
- (2) 令和6年第4回定例会：契約変更議案（第4回契約変更）

## 区立幼稚園の給食実施について

千代田区では、保育園、こども園及び幼保一体施設の幼稚園においては給食を実施しているが、一方で、麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園の区立幼稚園4園においては給食を実施していないため、各自お弁当を持参しているところである。そのため、区立幼稚園の保護者や園長から給食実施を望む声がある。

現在区では、幼稚園のあり方を検討しているところであるが、その中で、子どもにとって多くのメリットがある給食については、上記状況を踏まえ、区立幼稚園でも給食を実施する方向で進めることとした。そのため、上記4園について早期実現に向けて準備・検討を進める。

### 1 給食実施の理由

- ① これまでも給食を望む声はあったが、今回改めて4園の保護者会会長等に直接ヒアリングを行ったところ、食育等の観点から給食実施の強い要望があった。また、令和6年7月30日付で、お茶の水幼稚園の保護者会会長から「お茶の水幼稚園の給食実施に関する要望書」が提出されている。このことから、現在区立幼稚園を利用している保護者にとって、給食を望む声が大きいのと考える。
- ② 食事は健康生活の基盤となるものであるが、給食は栄養面に配慮された食事の提供と食育の推進を図ることが可能であり、子どもの健全な育成に大変有効であるとともに、保護者の負担軽減につながるなど多くのメリットがある。また、区立幼稚園で給食実施することにより、区内の3歳から5歳が通う区立園全て同様のサービスを提供できる。

### 2 今後の予定

#### (1) 麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園

上記各園の施設に調理室の確保が可能であるか、また、他施設で作った給食の配送や各園での受け入れ等が可能であるか等の検討を行う。

また、給食を実施できるまでの間、民間事業者からお弁当を提供すること等について検討する。

#### (2) お茶の水幼稚園

現在の新施設は、将来の多様な活用を見据えて調理室を確保できる施設としているため、令和7年5月の給食開始に向け、早急に準備に取り組む。

## 令和 6 年度敬老会の申込状況について

### 1 日時 令和 6 年 9 月 17 日（火）

第 1 回 15 時から 16 時まで（14 時開場）  
富士見、和泉橋地区

### 令和 6 年 9 月 18 日（水）

第 2 回 11 時から 12 時まで（10 時開場）  
神保町、神田公園、万世橋地区

第 3 回 15 時から 16 時まで（14 時開場）  
麴町地区

### 2 会場 ヒューリックホール東京（座席数：886 席）

（千代田区有楽町 2 - 5 - 1 有楽町マリオン 11F）

### 3 申し込み状況

事前申込制による座席指定とし、申込受付の状況は以下のとおり（9 月 4 日現在）

第 1 回	参加予定者	582 名
第 2 回	参加予定者	522 名
第 3 回	参加予定者	445 名
	計	1,549 名（来賓を含む）

### 4 座席チケットの発送 8 月 30 日（金）発送済

#### 【参考】公演スケジュール

午前（第 2 回）	
10:00	開場
11:00	開会 国歌・区歌斉唱 区長・議長挨拶
11:10	演芸（50 分）
12:00	閉会

午後（第 1 回、第 3 回）	
14:00	開場
15:00	開会 国歌・区歌斉唱 区長・議長挨拶
15:10	演芸（50 分）
16:00	閉会

## 千代田区低所得者子育て世帯こども加算給付金支給事業の支給状況について

### 1 概要

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯への給付の加算として、「千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(追加分)」の給付対象世帯のうち、18歳以下(18歳に達する日以降最初の3月31日まで)の児童を扶養している世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する事業である。

### 2 内容

対象世帯	給付額
千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(追加分)の支給対象世帯で、かつ18歳以下の児童(※)を扶養している世帯 ※令和6年5月31日までに生まれた児童を対象とする	児童1人当たり5万円

### 3 給付方法

(1)通知型
前回の7万円給付を受けた世帯であって、18歳以下の児童を扶養していることが確認できる世帯については、通知書を送付し、前回と同じ口座へ振込
(2)プッシュ型
前回の7万円給付を受けた世帯であって、18歳以下の児童を扶養していることが確認できない世帯については、案内書を送付し、口座番号などを記載した確認書を返送してもらい指定の口座に振込
(3)申請型
以下の世帯については、支給要件を満たす書類を添付させる申請書による給付 ①基準日(令和5年12月1日)時点で別世帯だが扶養している児童がいる世帯 ②令和5年度住民税が確認できない者を含む世帯

### 4 支給世帯数の内訳 (令和6年8月2日現在)

世帯区分	非課税世帯	均等割世帯	生活保護世帯	その他世帯	合計
支給世帯数	203 世帯	55 世帯	7 世帯	92 世帯	357 世帯

## 千代田区国民健康保険条例の規定整備について

### 1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正法（令和5年法律第48号）の施行に伴う被保険者証の廃止並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて（令和6年7月4日付保国発0704第1号）の通知に伴う急患等として医療機関を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予について、規定を整備する必要がある。

### 2 内容

(1) 被保険者証の廃止に伴う規定整備（第9条の2～6、第27条）

令和6年12月2日以降の被保険者証の廃止及び短期被保険者証の仕組みの廃止に伴い、規定の整備を行う。

(2) 急患等として医療機関を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予期間の設定（第23条）

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内の期間を限って徴収猶予可能とする。

### 3 規定整備を行う条例

千代田区国民健康保険条例



## 国民健康保険被保険者への加入者情報の送付について

### 1 概要

厚生労働省からの通知に基づき、千代田区国民健康保険被保険者に対し、安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用いただけるよう、医療保険者等の把握している加入者情報（氏名及び個人番号の下4桁等）を通知する。

### 2 通知内容（案）

別紙1および別紙2のとおり

### 3 通知発送日

令和6年9月17日（火）

### 4 その他

広報千代田8月20日号及び千代田区ホームページにて周知済。

## 個人番号のお知らせ通知のイメージ

123-4567 〇〇県〇〇市〇〇〇〇 1-2-3	特定記録
国保 一郎	様
	
12 1234	#12-345678
	
12345678901234	

【お問い合わせ先】  
〒987-6543  
〇〇県〇〇市〇〇〇  
〇〇市国民健康保険課  
TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている  
個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、上記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）
国保 一郎	**** * 1234
国保 二郎	**** * 1111
国保 三郎	**** * 2222
国保 四郎	**** * 3333
国保 五郎	**** * 4444
国保 一子	**** * 5555
国保 二子	**** * 6666
国保 三子	**** * 7777
国保 四子	**** * 8888
国保 五子	**** * 9999

(注) 上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

# 医療保険のデータベースに登録されている 個人番号（マイナンバー）のお知らせをお送りします

厚生労働省からの通知に基づき、医療保険者等の把握している加入者情報（氏名及び個人番号の下4桁等）をお知らせします。このお知らせは、国民健康保険の被保険者に個人番号が誤って登録されていないことを確認していただき、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにすることを目的とするものです。

- このお知らせは**マイナ保険証の利用を強制するものではありません。**マイナ保険証をお持ちでなくても、引き続き医療を受けることができますのでご安心ください。
- このお知らせは、**マイナンバーカードを取得していない方または取得はしているもののマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方にもお送りしています。**
- このお知らせが届いても、マイナンバーカードを取得していない方または取得はしているもののマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方は、マイナ保険証を利用できません。利用希望の場合は、ご自身でお手続きが必要となります。
- このお知らせが届いても、住民基本台帳上の支援措置（DV等）を受けている方は、加害者から個人情報を守るためマイナ保険証を利用できません。
- このお知らせは令和6年8月27日時点の千代田区国民健康保険加入者データをもとにお送りしています。すでに国民健康保険をやめる手続きをいただいている方にも、入れ違いでお送りしている場合がありますのでご了承ください。

## マイナンバーカードの保険証利用登録方法

- マイナポータルから行う
- 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- セブン銀行ATMから行う

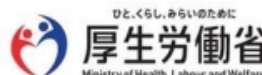
詳細は以下でご確認ください

厚生労働省 HP

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



マイナンバー総合フリーダイヤル

健康保険証利用の  
申込みのお問合せ先



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

（裏面に続く）

## Q &amp; A

質問	回答
①なぜ個人番号（マイナンバー）の下4桁をお知らせするのか。	厚生労働省からの通知により、個人番号(マイナンバー)の下4ケタを被保険者に発送することとされました。
②このお知らせが来たが、必ずマイナ保険証を利用しなければならないのか。	この通知が来たからといって、マイナ保険証を利用しないといけないわけではありません。マイナ保険証でなくても、今までどおり医療機関を受診することができます。
③このお知らせが来たが、何か手続きをしないといけないのか。	この通知が来たからといって何か手続きが必要となるわけではありません。マイナ保険証をご利用になりたい場合は、マイナンバーカードを取得し、利用登録をしていただく必要があります。
④このお知らせを病院に持参すれば受診できるのか。	このお知らせで病院を受診することはできません。
⑤このお知らせが来たが、マイナンバーカードを保険証としてすぐに利用できるのか。	<u>マイナンバーカードを保険証利用するためには、ご自身で利用登録の手続きが必要です。</u> このお知らせが届いても利用登録がお済みでない場合は利用出来ませんので、登録をお願いします。
⑥マイナンバーカードの保険証利用登録が済んでいるか確認したい。	マイナポータルにログイン後、「登録状況の確認」の「健康保険証」を押すと、健康保険証の登録状況を確認することができます。
⑦記載してある個人番号の下4桁に誤りがあるが、どうしたらよいか。	個人番号（マイナンバー）欄にアスタリスク8個と数字4桁が記載されています。その4ケタの数字が12ケタの個人番号（マイナンバー）のうちの下4桁となります。誤りがある場合は、保険年金課国民健康保険係（03-5211-4204）までご連絡ください。
⑧世帯の中で、記載されていない世帯員がいるがなぜか。	千代田区の国民健康保険に加入している方が対象です。お勤め先の社会保険や、75歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方は、加入している医療保険者から送付されます。

（問い合わせ先）

千代田区 保険年金課 国民健康保険係

電話：03-5211-4204

## 新型コロナワクチン定期接種について

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の『特例臨時接種』は令和5年度末で終了し、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種は、個人の重症化予防を目的とし、高齢者等に対する定期接種として実施する。

接種の分類 (目的)	B類疾病の定期接種 (個人の重症化予防)
対象者	①65歳以上 ②一定の基礎疾患を有する60～64歳までの者 ※高齢者インフルエンザと同様
接種期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日
回数	1回
接種場所	区内協力医療機関 96箇所 23区内は相互乗り入れ可能
接種単価	15,391円
法令上の根拠	予防接種法第5条第1項

### 2 被接種者の自己負担額 無料

### 3 接種状況

(1) 令和5年春開始接種(令和5年5月8日から令和5年9月19日)

対象人員	接種者数	接種率
13,377人	6,843人	51.2%

対象人員は令和5年9月19日時点の65歳以上、基礎疾患あり、医療従事者等

(2) 令和5年秋開始接種(令和5年9月20日から令和6年3月31日)

年代	対象人員	接種者数	接種率
12歳以上	61,300人	11,851人	19.3%
(再掲)65歳以上	11,492人	5,427人	47.2%
5歳～11歳	4,638人	264人	5.7%
6か月～4歳	2,464人	124人	5.0%

対象人員は令和6年4月1日時点の区民

### 4 事業予定経費 230,703千円(当初予算額 88,858千円)

### 5 実施スケジュール

9月20日	区HP・SNS・広報掲示板及び広報千代田にて周知
9月24日(予定)	対象者に予診票を送付
10月1日～3月31日	接種期間